

京都市消防局訓令乙第8号

各 部  
防 災 危 機 管 理 室  
消 防 学 校  
各 消 防 署

職務に専念する義務の特例に関する条例施行規程の一部を次のように改正する。

平成21年 3月31日

京都市消防局長 三 浦 孝 一

第2条第3号中「講師」の右に「，裁判員，裁判員候補者，補充裁判員，選任予定裁判員」を加える。

附 則

この訓令は，平成21年5月21日から施行する。

(消防局総務部人事課)